

令和2年5月15日

保護者の皆様へ

堺市子育て支援部
幼保推進課長
幼保運営課長

認定こども園・保育所等における臨時休園の解除及び今後の対応について

堺市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向け、4月8日（水）から登園自粛の協力をお願いし、4月15日（水）から5月6日（水）までを臨時休園、さらに、国における緊急事態宣言の期間延長にあわせ、当該期間を延長したところです。保護者の皆様には長期間にわたり家庭保育にご協力いただき、感謝いたします。

昨日、大阪府において、府独自の自粛要請・解除及び対策の基本的な考え方である『大阪モデル』を踏まえ、緊急事態措置を一部解除する方針が示されました。今後、様々な経済活動が徐々に再開されることが予想されることを踏まえ、適切な感染防止策を講じたうえで、5月21日（木）より、本市における認定こども園等の原則休園の要請を解除することとします。

ただし、今後も感染拡大防止に努める必要があることから、家庭での保育が可能な方については登園を自粛し、引き続き家庭保育を実施いただきますようお願いいたします。

なお、保育料の取り扱いなどについては、別紙1をご参照下さい。

記

1 今後の保育について

感染拡大防止のため、家庭での保育が可能な方については、登園を自粛し、引き続き家庭保育のご協力をお願いいたします。

5月20日（水）までは原則休園となりますので、必要に応じて「保育利用申請書」をご提出ください。

2 その他

家庭保育のご協力をいただいている間に、施設から、園児の様子や健康状態をお聞かせいただくため連絡することがあります。緊急連絡先に変更がある場合は、必ず施設にお知らせください。

子育てのことや子どもの健康などについてご相談されたいことがある場合は、施設に連絡してください。

【担当】

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

堺市子ども青少年局子育て支援部

幼保推進課 TEL 072(228)7173 / FAX 072(222)6997

幼保運営課 TEL 072(228)7231 / FAX 072(222)6997

○ 保育料について（0～2歳児クラス）

休園要請及び登園自粛要請期間中に家庭保育（登園自粛）へご協力いただいた日数に応じて、日割り計算にて減額します。

一旦全額納付してください。6月頃に4～5月の出席日数を利用施設から報告いただきますので、報告に基づき、7月頃に減額後の保育料について通知し、還付等の手続きを案内する予定です。

○ 給食について

期間中において、園での体制の確保など、安全に給食を提供することが困難である場合は、昼食の持参をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いします。

※給食を提供しない場合の給食費の取扱いについては、後日各園からお知らせする予定です。

○ 令和2年4～5月からの利用調整で利用が決まった、育児休業中のご家庭について

原則、利用開始月中に復職する必要がありますが、新型コロナウイルス感染症に起因し、一時的に育児休業を延長した場合は、特例的に復職が6月中となっても、利用決定の取り消しとはなりません。また、休園要請及び登園自粛要請期間中の保育料は発生しません。（0～2歳児クラス）。

該当する場合は、各区子育て支援課にお申し出ください。